

議案第25号

宝塚市職員互助会設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市職員互助会設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 概要説明

宝塚市職員互助会の組織については、現在、条例第2条で、

「地方公務員等共済組合法に基づいて組織された共済組合の組合員、非常勤職員（会計年度任用職員については報酬を月額で定める者に限る）で1週間の勤務時間が正規職員の4分の3を超えるもの、のいずれかに該当するもので組織する」

と規定しています。

令和2年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）」による、短時間勤務労働者への被用者保険適用拡大に伴い、会計年度任用職員は月額、日額、時間額に関わらず、現在、被用者保険（厚生年金・健康保険）が適用される職員については、令和4年10月1日から地方公務員等共済組合法が適用されます。

この適用拡大により、現在、職員互助会の対象外となっている会計年度任用職員で月額で報酬を定めるもののうち週の勤務時間が正規職員の4分の3未満のもの、日額又は時間額で報酬を定めるものが共済組合の組合員として職員互助会員として含まれることとなります。

そのため、条例第2条を改正し、職員労働組合と協議したとおり、地方公務員等共済組合法に基づいて組織された共済組合の組合員のうち、月額で報酬を定める会計年度任用職員で1週間の勤務時間が正規職員の4分の3を超えないもの、日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員は対象とならないことを明記し、令和4年10月1日以降も現行と同様、職員互助会の対象とならないよう改正を行います。